

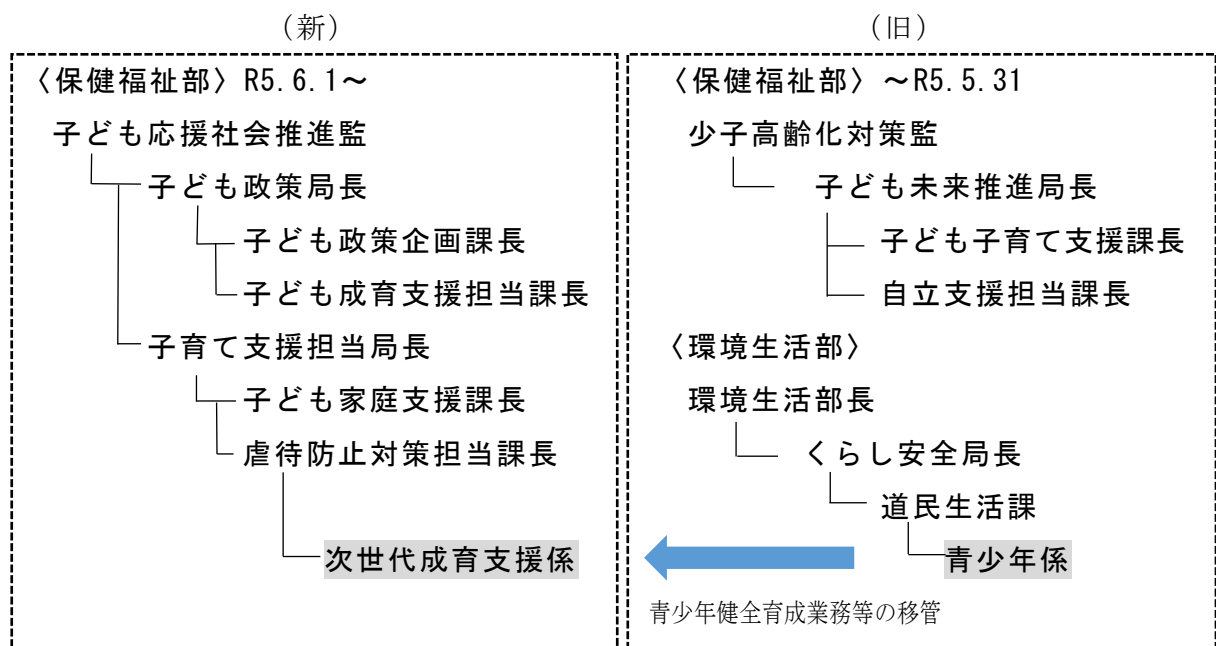
審議会の見直し等について

1 国の動き ※第1回審議会にて説明済み

令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、結婚、妊娠・出産、子育て期を通じた総合的な政策展開の充実を図っているところであり、こども政策に関する重要事項を調査審議する審議会も設置されている。

2 道の動き ※第1回審議会にて説明済み

国の動きを受け、令和5年6月に保健福祉部内に「子ども応援社会推進監」を新設。「子ども未来推進局」を「子ども政策局」に改変するとともに2局長4課長体制に拡充し体制を強化。あわせて、環境生活部所管の青少年健全育成業務などを移管。



3 子ども関連の審議会の見直しについて（案） ※第1回審議会にて説明済み

子どもを取り巻く環境、政策課題が多様化・複雑化する中、今般の機構改正を踏まえ、こども基本法等で定める子ども関連の審議会を集約し、子ども政策を総合的に推進する。

- (1) 北海道子どもの未来づくり審議会（子ども子育て支援部会等を含む）
- (2) 北海道社会福祉審議会（児童福祉専門分科会のみ）
- (3) 北海道男女平等参画審議会（DVに係る事項のみ）
- (4) 北海道青少年健全育成審議会（社会環境整備部会を含む）

審議会の集約
+
新たな部会の
設置

審議会を統合するためには、関係条例を一部改正する必要がある。

4 青少年健全育成業務に係る審議等について

審議会の集約等に伴い、「北海道青少年健全育成基本計画」及び「有害図書類の指定等」の調査審議は、今後、新たに設置される部会及び専門部会において行うこととなる予定。

5 北海道青少年健全育成条例の一部改正について（令和6年4月1日施行予定）

（1）北海道青少年健全育成審議会の廃止等について

上記審議会の見直しに伴い、これまで設置していた「北海道青少年健全育成審議会」を廃止するとともに、有害図書類の指定等に係る諮問先を新審議会に変更する。

【第5章（第45条-第52条）の削除、第54条第1項の改正等】

統合に向けた条例改正により、現在の審議会委員は任期満了を待たずに解任となるため、新しい審議会委員については、改めて任命が必要。

（2）民法改正に伴う「青少年」の定義の一部改正

令和4年4月に改正民法が施行、成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられるとともに、女性の婚姻適齢が「16歳」から「18歳」に引き上げられたことに伴い、同法のいわゆる「婚姻による成年擬制」の規定も削除された（R6.3.31まで経過措置期間中）。

現在、条例における「青少年」の定義では、上記成年擬制に係る文言が引用されていることから、当該引用部分を削る規定の整備を行う。

【第14条第1項の改正】

現行

（定義）

第14条 この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

改正案

（定義）

第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）青少年 18歳未満の者をいう。

「成年擬制」～未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。